

# 規 約 並 び に 細 則

錢高組協力会社互助会

## 錢高組協力会社互助会規約

### (目的)

第1条 本会は、株式会社錢高組（以下会社という）の協力会社が、会社と提携して作業員の人間尊重を主旨とした、労働災害の補償に関する相互扶助と労働安全衛生の啓蒙活動を行うことを目的とする。

### (性格)

第2条 本会は、民法第667条に規定する任意組合とし、収益事業は行わない。

### (名称及び事務所)

第3条 本会は、「錢高組協力会社互助会」と称し、本部事務所を大阪市に置き、支部事務所を会社の支社（店）内に置く。

### (会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 会社の協力会社で、工事ごとに労務費、外注費契約を取り交わした協力会社は、全て本会の会員となるものとする。
- (2) 会員である期間は、会社との工事契約期間とする。  
(瑕疵修補、アフターサービスに基づく工事期間中は会員の扱いとする)
- (3) 任期中の支部、本部役員が在籍する会員。

### (会費)

第5条 会員は、別に定めるところにより所定の会費を納入しなければならない。  
また、会員から本会に会費納入後は一切返還しないものとする。

### (会員資格の喪失)

第6条 会員は以下の場合、会員資格を喪失するものとする。

- (1) 会費の未納
- (2) 会社との請負契約解除
- (3) その他総代会での除名決議

### (保険金)

第7条 本会は、本規約第1条の目的を達するため下記の（1）（2）の者が会社の事業所の業務上の事故により災害を受けた場合に、本会が加入する労働災害総合保険の保険金を支給する。

- (1) 会員に所属している作業員。
  - (2) 会員に所属し、一人親方・中小事業主で政府労災保険に加入している作業員。
2. 加入する保険の内容および、保険請求手続きについては細則において定める。
  3. 支給上限額は細則で定める保険金額とする。

(運営)

第8条 この会の運営については、会社の指導を受けてこれを行う。

(見舞金の支給)

第9条 各支部において、特に必要と認める場合は、支部長の承認を得て、10万円の範囲内で、見舞金を支給することができる。  
但し、この見舞金については、第7条の規定にかかわらず、会費より支給するものとする。

(労働安全衛生の啓蒙活動)

第10条 会員に所属している作業員の労働安全衛生を確保するため、啓蒙活動を行う。  
2. 安全啓蒙活動の項目内容は、本会総代会の承認を得て決定する。

(役員)

第11条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 本部役員
  - イ. 会長 1名
  - ロ. 副会長 2名
  - ハ. 本部事務局長 1名
  - 二. 本部理事 若干名
  - ホ. 本部監事 若干名
- (2) 支部役員
  - イ. 支部長 1名
  - ロ. 副支部長 1名
  - ハ. 支部事務局長 1名
  - 二. 支部理事 若干名
  - ホ. 支部監事 若干名
- (3) 本部事務局長及び支部事務局長は、会社の役職員が務める。

(役員の任務)

第12条 本会の役員は、次の業務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表して業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その業務を代行する。
- (3) 本部事務局長は、会長を補佐し、本会の事務を行う。
- (4) 本部理事は、この規約に基づく業務を行う。
- (5) 支部役員（支部監事を除く）は、この規約に基づき、支部業務を行う。
- (6) 支部事務局長は、支部長を補佐し、支部の事務全般を行う。
- (7) 本部監事は、本会の会計監査を行い、支部監事は支部会計の監査を行う。

(選任と任期)

第 13 条 本会の役員の選任と任期は、次のとおりとする。

- (1) 本部役員は、総代会にて選任される。
- (2) 支部役員は、支部総会で選任される。
- (3) 役員の任期は、2年とし、重任を妨げない。

(総 代 会)

第 14 条 事業年度終了後、3ヶ月以内に定期総代会を開催し、下記の事項を決議する。

臨時総代会は必要の都度、会長がこれを招集する。

- (1) 規約の改定
  - (2) 予算および決算の承認
  - (3) 業務報告の承認
  - (4) 本部役員の選任
  - (5) 会員の除名
  - (6) 事業の基本計画の承認
  - (7) 労働安全衛生の啓蒙活動項目内容の承認
2. 総代会の構成は、各支部の支部長、副支部長とする。
3. 総代会の議長は、会長がその任に当る。会長に事故あるときは、副会長がこれに当る。
4. 総代会は、上記構成員過半数の出席（委任状の提出を含む）をもって成立し、決議は出席者の過半数にて決する。
- 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(本部役員会)

第 15 条 本部役員会の構成、および議決は、次のとおりとする。

- (1) 本部役員会の構成は、会長、副会長、本部事務局長、本部理事、本部監事とし、必要に応じ、会長がこれを招集する。
- (2) 本部役員会の議長は、会長がその任に当る。会長に事故あるときは、副会長が

これに当る。

- (3) 決議は、構成員の過半数が出席し、本部監事を除く出席者の過半数にて決する。
- (4) 会長は、本部役員会を招集することが著しく困難であり、かつ、緊急を要すると認めるときは、本部理事に文書をもって審議を求めることができる。

(本部役員会の議決事項)

第 16 条 次に掲げる事項は、本部役員会の議決を経なければならぬ。

- (1) 細則の制定、ならびに改廃
- (2) 総代会へ提出する議案の作成
- (3) 啓蒙活動の項目内容
- (4) その他互助会の業務に関する重要事項

(支部役員会)

第 17 条 支部役員会は、支部長、副支部長、支部事務局長、および支部理事、支部監事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 本部役員会へ提出する議案の作成
- (2) 当該支部に属する会員の除名に関し、本部役員会に除名会員の上程
- (3) 啓蒙活動の項目内容に関する事項
- (4) その他互助会支部業務に関する事項

(支部総会)

第 18 条 支部総会は、支社・支店において加盟する会員により構成される。

- 2. 支部総会は、次の事項を決議し、定期総会は毎年 1 回、臨時総会は必要の都度、支部長がこれを招集する。
  - (1) 業務報告の承認
  - (2) 支部役員の選任
  - (3) その他重要事項
- 3. 支部総会の議長は、支部長がその任に当る。支部長に事故あるときは副支部長がこれに当る。
- 4. 支部総会は、会員の過半数の出席（委任状の提出を含む）をもって成立し、決議は出席者の過半数にて決する。  
可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(債権譲渡の廃止)

第 19 条 会員は、この規約から生じる権利および義務を第 3 者に譲渡し、または担保に供することはできない。

(保険金の会員以外への支給)

- 第 20 条 会員が除名、所在不明となった場合は、当該会員は保険金支給請求権を喪失し、保険金は直接被災者に支給することができるものとする。
- その場合、喪失理由が明確な書面および当該支部役員会並びに会長の承認を必要とする。
2. 会員が保険金を本会から直接被災者に支給することを書面で要請したときは、会長の承認を得て、本会から直接被災者に保険金を支給することができるものとする。
  3. 会社が保険金相当額を立て替えた場合、会社は当然に保険金請求権を取得し、保険金は会社に支給されるものとする。

(諸費用の支払い)

- 第 21 条 互助会の運営に関し必要な場合、支部長から書面による諸費用支払い依頼書を提出し、会長の承認のもと、支払いができるものとする。

(決 算)

- 第 22 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

付 則

施行期日

1. 昭和 46 年 9 月 1 日 制定
2. 平成 19 年 9 月 1 日 改定
3. 平成 26 年 3 月 1 日 改定
4. 令和 7 年 4 月 1 日 改定

## 規 約 細 則

### 会費の徴収

第1条 規約第5条の会員の会費は、次により会社が徴収し、本会支部がこれを受領する。

- (1) 会費は会社が会員への支払日に支払額から次の比率で徴収する。ただし単位は100円とし、端数は切り捨て処理をするものとする。

業種別	会費徴収率
労務費、外注費契約するすべての協力会社。	実支払額の0.45/1000

- (2) 支部は、毎月20日迄に本部に徴収会費額を報告し、本部に送金する。

### 加入保険金内容

第2条 規約第7条第2項にいう保険の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保険額

身体の障害区分	給付区分	業務災害	通勤災害
a 死 亡		2,800万円	1,000万円
b 労災障害等級	1～3級	2,800万円	1,000万円
c //	4～5級	2,000万円	600万円
d //	6～7級	1,500万円	300万円
e //	8～10級	500万円	100万円

- (2) 被保険者は、被災者が所属する会員とする。

### 保険金請求手続き

第3条 支部は、保険金支給に際し、会員の受領書および労働基準監督署に提出した死傷病報告等事故を確認できる書面を受領して、その写しを本部に提出する。

### 保険金の支給条件

第4条 支給条件は、次のとおりとする。

- (1) 受給者は、事故発生後2年以内に受給申請する。
- (2) 第2条1項b、c、d、eの場合は、労災保険法に基づく保険の等級が決定したときとする。
- (3) 保険金の額は、示談金の額を限度とし、他からの補償がある場合は、その額を差し引いた額とする。

### 事務局

第5条 事務局は会費の徴収及び支給の事務を統轄する。

## 付 則

1. 昭和 47 年 8 月 31 日 (規約並に細則一部改訂) (役員旅費規定の件)
2. 昭和 48 年 11 月 13 日 (規約並に細則一部改訂)
3. 昭和 49 年 11 月 12 日 (規約並に細則一部改訂)
4. 昭和 51 年 11 月 12 日 (規約並に細則一部改訂)
5. 昭和 52 年 11 月 11 日 (規約並に細則一部改訂)
6. 昭和 53 年 12 月 1 日 (規約並に細則一部改訂)
7. 昭和 54 年 11 月 2 日 (規約並に細則一部改訂)
8. 昭和 55 年 10 月 18 日 (規約並に細則一部改訂)
9. 昭和 57 年 10 月 18 日 (規約並に細則一部改訂)
10. 平成 2 年 10 月 11 日 (規約並に細則一部改訂)
11. 平成 4 年 11 月 7 日 (規約並に細則一部改訂) (見舞金増加)

この規約細則は平成 4 年 12 月 1 日より実施する予定。

12. 平成 19 年 9 月 1 日 (規約並に細則全面改定)

この規約細則は平成 19 年 9 月 1 日より実施する予定。

13. 平成 26 年 3 月 1 日 (規約並に細則一部改定)
14. 令和 3 年 5 月 21 日 (細則一部改定) (会費の徴収一部改定)
15. 令和 7 年 4 月 1 日 (細則一部改定) (会員の変更点)

この規約細則は令和 7 年 4 月 1 日より実施する予定。